

2019年1月19日

国と国との間の紛争解決のパネルの手続規則に関する
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会決定

委員会は、次のとおり決定する。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）第27・2条（委員会の任務）1(f)及び第28・13条（パネルの手続規則）に従い、委員会は、附属書に記載のとおり、パネルの手続規則を定める。